※ 教員の皆さまへ、オンライン教材の配信（配付）を行う前に必ずご一読ください。

文化庁著作権課「**平成３０年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するＱ＆Ａ　（基本的な考え方）**」（４月 24 日）より抜粋、簡略化

本Ｑ＆Ａは、平成３０年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」に関して、文化庁としての基本的な考え方を整理したものです。

今後も、必要に応じて、 内容の追加・更新を行っていく予定です。

（制度の趣旨・概要について）

Ｑ１．平成３０著作権法改正により「授業目的公衆送信補償金制度」を創設した趣旨と 制度の概要を教えて下さい。この制度により、教育現場で新たにどのような行為が行えるようになりますか。

Ａ１．

（１）教育現場での著作物利用は、従来から対面授業のためのコピー・ 配布、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えます。

（２）一方，その他のインターネット送信については個別に権利者の許諾が必要とされていました。

（３）法改正により、学校の設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）を創設しました。

（４）この制度により、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能です。

なお、例えば、児童生徒等が購入することを想定したドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められません。

Ｑ２．令和２年度は、補償金の支払いを要することなく制度を利用できますか。

また、制度の利用に当たって何か手続は必要となりますか。

Ａ２．　今般の事態の緊急性・重要性に鑑みた指定管理団体の皆さまの判断に基づき、令和２年度に限って特例的に補償金額は無償（０円）となっていますので、令和２年度中は、補償金の支払いなく制度を利用することができます。

Ｑ３．　誰もが見られるウェブサイト上に、教材や授業動画をアップロードすることはできますか。

Ａ３．　権利者から許諾を得ない限り、授業を受ける児童生徒等に限定して配信する必要がありますので、誰もが見られるウェブサイト上にアップロードすることはできません。

なお、例えば、ＹｏｕＴｕｂｅを活用する場合、「非公開」や「限定公開」という設定を行うことによって受信者を限定することができます。

Ｑ４．外国の著作物や、ＪＡＳＲＡＣなどの権利者団体に加入していない者の著作物も利用できますか。

Ａ４．この制度では、法律上、全ての権利者の権利を制限して、一定の要件の下で許諾なく利用できるようにしています。このため、外国の著作物や権利者団体に加入していない者の著作物も利用することができます。

Ｑ５．「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、制度の対象とならない（許諾が必要）とのことですが、これに該当するかどうかは、どのように判断するのでしょうか。

Ａ５．

（１）著作権法第３５条第１項において、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）ことが規定されています。

（２）これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるものです。

（３）典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信することが「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当します。

詳細については、 令和２年度版運用指針を御参照下さい（https://forum.sartras.or.jp/info/004/）。

具体的な事例については、今後追加されていくことが予定されています。